

5

安全方針

的確な設計と維持管理で
安全で安心な暮らしをつくる
【暮らしとつながる】

- 5-1 屋外広告物の安全方針
- 5-2 企画段階からの安全方針
- 5-3 屋外広告物の維持管理



5 安全方針

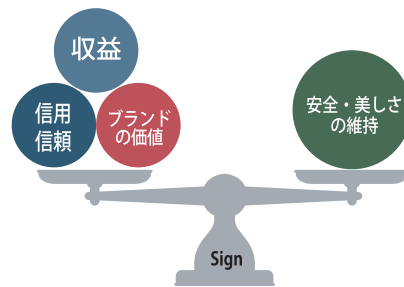
5-1 屋外広告物の安全方針

屋外広告物は雨や風、強い日ざし等の自然環境等により、部材の腐食、ゆるみ、亀裂等が発生します。これらを放置することで、様々な事故や景観の阻害につながります。安全や企業価値を守るために、定期的な点検を行いましょう。また、維持管理の点検はもちろん、企画の段階から市民の安全と、景観の美しさを検討することが大切です。

Column

「安全」と「美しさ」を守することで、企業の信頼と収益を支えます。

企業や商品のブランドメッセージ[※]等を伝える屋外広告物は「企業の顔」ともいえる存在です。屋外広告物が企業や商品の信用・信頼や企業の収益を支えるためには、市民の安全と美しい景観の維持が重要です。



5-2 企画段階からの安全方針

5-2-1 安全面のデザインポイント

屋外広告物の企画段階から安全面の検討をしてください。企画・設置を行う際は以下のポイントに注意し、安全で美しい屋外広告物を実現しましょう。

屋外広告物の設計上のチェックポイント

交通安全への配慮

- 交通標識等と混同するおそれのあるデザインとしません。
- 掲出する場所と道路の関係を考え、無理な方向指示などをしません。
- 発光素材、鏡、トリック効果等、運転者や歩行者を幻惑させるものは使用しません。

設置方法

- 法令等に基づいて表示された標識の識別を阻害する場所には設置しません。
- 屋外広告物条例で禁止されている道路や歩道などには設置しません。
- 許可区域内の敷地、道路や歩道などでも、歩行者、自転車、車の通行を妨げる場所、危険を伴う場所等での掲出は控えます。
- 傷による劣化を最小限にするために、樹木と近接して設置しません。

周辺環境への配慮

- 発光する広告物の輝度は周辺環境に配慮し、点滅や変化速度は緩やかにします。
- 音響は周辺環境へ過度に影響を及ぼさないように配慮します。
- デジタルサイネージ等、文字表記が多く、読ませるもの、ストーリー性があるものは避け、運転者や歩行者の注意を著しく阻害するおそれがある構成としません。

[※]ブランドメッセージ：企業や商品、サービスを他社商品と区別するための情報。差別化や独自性の標識として用い、消費者は品質、商品内容の推定や、購入する商品の選択手段として用いる。

5-2-2 屋外広告物のルール

広告物を掲出する際は、熊本市屋外広告物条例に準じて行います。本条例は都市景観・自然景観等、地域の環境と調和し、安全な屋外広告物の掲出を図るため、地域に応じたきめ細かな基準を設定したものです。また、広告物の安全を確保するために建築基準法に照らし、構造的な安全などを担保しなければなりません。

熊本市屋外広告物条例

熊本市が屋外広告物法に基づき定めた屋外広告物のルールです。屋外広告物を掲出する際は事前に申請し、許可を得なければなりません。また設置工事や点検診断は屋外広告業登録の業者に依頼してください。

建築基準法

(1) 工作物確認申請（建築基準法 88 条）

広告物の高さが4mを超えるもの（袖看板、建植看板、屋上看板、アーチ看板等）は工作物確認申請による構造の審査が必要です。

(2) 防火地域内の規制（建築基準法 64 条）

防火地域内にある看板、広告塔等で建築物の屋上に設けるもの、又は高さ 3m を超えるものは、主要部材を不燃材料とするか、又は不燃材料で覆わなければなりません。

熊本市景観計画・景観条例

屋外広告物の大きさや高さ、色彩等の基準の他に、汚れ、退色、破損などにより周辺景観との調和を乱さないよう対策を講じることについて記載されています。



避けたい広告物のイメージ



交通標識と混同する恐れのある広告物



標識の識別を阻害する場所への設置



過度に輝度の高い広告物



通行の妨げになる場所への設置



車からの視界を妨げるのぼり旗等の設置



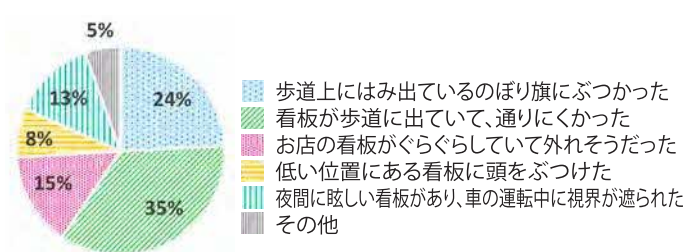
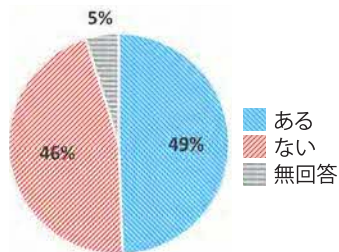
熊本市民の声

屋外広告物のある景観についてのアンケート

「看板やのぼり旗が原因でぶつかった、危険を感じた等」の意見が多く挙がっています。歩道、道路などの禁止区域への設置はもちろん、許可区域内の敷地や歩道等でも、車や歩行者の通行を妨げる場所への掲出は控えましょう。

外出時、屋外広告物に「危ないと感じた」、「不便な思いをした」経験はありますか？

具体的にどのような経験をしましたか？



およそ半数の人が「危ないと感じた」、「不便な思いをした」経験が「ある」と回答しています。特に、「歩道上の看板で通りにくかった」、「のぼり旗にぶつかった」、「看板が外れそうだった」、との回答が目立ちます。

屋外広告物のある景観についてのアンケート

実施期間：2021年11月末～12月末

配布数：1,000名 有効回答数：345名（男性130名、女性207名、無回答8名）

10代～80代の熊本市在住の方に、屋外広告物のある景観について感じることをおたずねしました。

5-3 屋外広告物の維持管理

屋外広告物は公共の場や、それに隣接した場所に掲出するため、安全を維持するとともに、周辺景観との調和と、美しさを維持することが大切です。

5-3-1 禁止屋外広告物（熊本市屋外広告物条例第12条）

熊本市屋外広告物条例では、危険を伴う破損や劣化などの「安全性に問題がある屋外広告物」の他、汚染や退色、塗装の剥がれ等の「景観を阻害する屋外広告物」も、禁止広告物として掲出することを禁じています。

禁止広告物

- ひどく汚れたり、色が落ちたり、塗料などがはがれ落ちたりしたもの
- ひどく破損したり、又は老朽化したもの
- 信号機や道路標識などと似ていたり、これらの効用の妨げになりそうなもの
- 道路を安全に通行することの妨げになりそうなもの



5-3-2 点検の必要性

近年、老朽化等による屋外広告物の落下事故が発生し、全国的に屋外広告物の安全確保が問題となっています。事故が起きた場合は、老朽化を認識しながら「看板落下の危険性を見て見ぬふりをしていた」として、所有者が罰せられる可能性があります。市民の安全を確実に確保するため、定期的な点検はもちろんのこと、日常の点検を確実に実施してください。

Column

屋外広告物の事故

札幌市の飲食店で強風により袖看板の付属部材が落下し、通行人の女性を直撃して意識不明の重体となりました。原因は老朽化によるものですが、30年間、看板本体の安全点検は目視による確認しか行っていませんでした。（2015年2月）

5-3-3 点検のポイント

安全を維持するための点検だけではなく、「まちの美しさ」を維持するための点検も重要です。市民の安全と街の景観、快適さを守るためにも、点検は確実に実施しましょう。

安全を維持する点検

- 基礎部・構造部・接合部の錆、劣化、ゆるみ
- パネルや切り文字、側板などの看板本体の錆、劣化
- 照明装置の不点灯、破損、劣化および付属部材の劣化・破損
- 放置看板の長年に及ぶ放置

美しさを維持する点検

- 出力シートや切り文字等の錆、退色、はがれ
- ポールやパネル、切り文字の塗装の劣化
- 表示がない看板や広告募集中の広告
- 住所や電話番号等が変化した情報

Column

安全を維持する点検について

国土交通省屋外広告物適正化推進委員会では、屋外広告物の安全管理を軸に、魅力ある屋外広告物を推進するためのガイドブックを作成しています。

オーナーのための看板の安全管理ガイドブック
国土交通省ホームページ

<https://www.mlit.go.jp/common/001106308.pdf>



5-3-4 安全を維持するための点検（熊本市屋外広告物条例第 20 条の 2）

熊本市では、屋外広告物の所有者による日常的な点検と、有資格者による 3 年ごとの点検、および報告書の提出が義務付けられています。事故が起きないように、定期的かつ劣化、損傷等の状況に応じた点検を行いましょう。



屋外広告物の所有者による日常点検

瞬時に異変に気付くためには、営業日などに合わせた日常点検が重要です。異変に気付いた場合は、立ち入り禁止の処置などの対応を行いましょう。

日常点検の例／支柱・看板等の傾き、錆・劣化・破損などの確認、部品の欠落や損傷を目視で点検しましょう。



3 年以内 有資格者による安全点検

3 年以内ごとの安全点検時には、有資格者※¹ による定期点検と報告書の提出が必要です。屋外広告物安全点検結果報告書※² に基づいた点検を行いましょう。

※¹ 熊本市では、1 級 2 級建築士、屋外広告士、屋外広告物点検技能講習修了者、広告点検技士を有資格者と定めています。（令和 4 年 7 月時点）

※² 屋外広告物条例を制定している地方公共団体では、屋外広告物の所有者等が更新・許可申請を行う際に、安全点検報告書の添付を求めている場合が多くあります。地方公共団体によって、安全点検報告書の様式に記載している点検項目・点検内容は様々です。熊本市の屋外広告物に関しては、熊本市屋外広告物等安全点検結果報告書で点検を行いましょう。

熊本市屋外広告物様式集 [https://www.city.kumamoto.jp](https://www.city.kumamoto.jp/hpkiji/pub/detail.aspx?c_id=5&type=top&id=571)

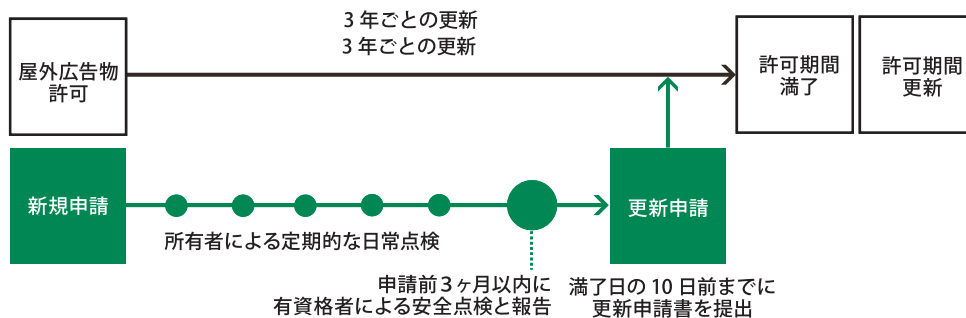
/hpkiji/pub/detail.aspx?c_id=5&type=top&id=571



Column

点検の流れ 所有者と有資格者による点検をおこなひましょう。

- ①スケジュール化 点検内容と日程を明確にし、事前に予定を立てて具体化します。
- ②予算化 有資格者による点検のため、費用が発生します。計画に基づいた維持管理の予算を確保することが重要です。



- ③組織化 どのような体制で維持管理を実行するか、責任を明確にする必要があります。広告物の所有者及び占有者には、有資格者（屋外広告士、1・2 級建築士、屋外広告物点検技能講習修了者、広告物点検技士）による広告物等の点検が義務付けられています。
- ④記録化 実行された管理業務は記録を取り、確実に継続させることが必要です。

5-3-5 罰則

熊本市では、許可が必要なのに許可を受けない場合、禁止されている場所や物件に掲出し、期間を過ぎても除却しない場合、登録等をせずに屋外広告業を営んだ場合、その他条例に違反した場合には、50 万円あるいは 30 万円以下の罰金に処せられることがあります。（勧告に従わない場合は、違反者の氏名等を公表する仕組みを設けています。）

5-3-6 美しさを維持するための日常点検

良好な景観を形成し、風致を維持するためには、安全維持の点検だけではなく、美しさを維持するための点検も重要なポイントです。定期的に点検及び更新を行いましょう。

●出力シートや切り文字等の錆、退色、はがれ

直射日光や雨などの自然環境の影響により、表示面は汚染や退色、錆等が発生します。定期的に保護、更新を行いましょう。



●ポールやパネルの塗装の劣化

構造上問題がなく、また危険を伴わない塗装の剥がれに関しても、屋外広告物条例では禁止広告物とされています。定期的な保護、再塗装を行いましょう。



●表示がない看板や広告募集中の広告

利用されていない広告板では、骨組みがむき出しのものや、白地で表示がないもの、広告募集という表示のものなどが景観に影響を与えています。美しい景色の写真を表示するなど、見る人に不快感を与えないように配慮してください。



●住所や電話番号等が変化した情報

店舗の移転や廃業等、時代や街の変化により古くなった情報の広告物は、街自体の信頼を損います。様々な変化に合わせて定期的に情報の更新を行いましょう。また、最近では、情報の更新が容易な 2 次元コード※の活用が増えてきましたが、それとともに、いたずらや別サイト・不正サイトなどにリンクする事例も増えています。定期的な情報の更新や情報量の集約が容易な 2 次元などの活用とともに、定期的な情報の確認も大切な点検項目です。

※ 2次元コード:縦と横に配置した点で構成され、バーコード情報量が多く、英数字だけでなく、URLアドレスやメールアドレス等の情報を埋め込むのに適しています。

